**公益財団法人兵庫アイバンク　バナー広告掲載サービス利用規約**

公益財団法人兵庫アイバンク（以下、当会）のバナー広告掲載サービス（以下、サービス）をご利用いただく全てのお客様（以下、利用契約者）は、以下に記すサービス利用規約にご同意いただくものとします。

**バナー広告掲載サービス**

当サービスは、当会の運営する「公益財団法人兵庫アイバンクWebサイト」【www.hyogo-eyebank.or.jp】（以下当サイト）に、利用契約者の広告を掲載するサービスを指します。掲載される広告は、広告バナーと呼ばれる画像ファイルを指します。以下に当サービスの内容および規約について記します。

**掲載場所**

バナー広告の掲載は、「公益財団法人兵庫アイバンクWebサイト」のバナー表示箇所に掲載します。ページのレイアウト、デザインの変更に伴い、バナー表示箇所の数および場所が変動することもあることをあらかじめご了承ください。

**契約期間・掲載期間の延長**

1. バナー広告の契約は12ヶ月を単位とします。契約期間終了前に掲載の中止を希望する場合は、掲載の中止は行いますが掲載料金の返金はいたしかねますのでご注意ください。
2. 契約期間終了前に、掲載期間の延長を申し込むことは可能です。ただしその場合は掲載期間の延長ではなく、新規掲載期間を対象とした新規契約扱いとさせていただきます。（a項期間に順ずる期間を指します）

**料金体系**

|  |  |
| --- | --- |
| **バナー広告のバナー表示箇所** | TOPページ下段と各ページ左端 |
| **料　金** | 5万円/年 |

**バナーデザイン**

掲載するバナーは下記の規格内でご用意ください。バナーデザインをお持ちでない場合は当会での作成も可能です。資料･素材を当会までご提示ください。プルーフサイトでご確認いただいた後、表示をいたします。

ただし自作のバナー、もしくは指定されたデザインが「公益財団法人兵庫アイバンクWebサイト」の主旨にそぐわないと当会が判断した際はお断りさせていただく場合もありますので、あらかじめご了承ください。

**自作バナーの規格**

自作バナーの掲載をご希望の場合は、以下の規格に従って制作してください。

1. 大きさは幅200ピクセル、高さ40ピクセル
2. 容量60kb未満
3. アニメーション可能
4. インターレースGIF89aフォーマット形式

以上の規格で、当会の審査を通過したものについて、自作バナーの掲載が可能です。

**サービスの停止**

当会は次に該当する場合には、当会の判断により利用契約者に事前に連絡することなく、サービスの運用の全部または一部を停止することができるものとします。

1. 法令による規制、司法命令等が適用された場合。
2. 当該利用契約者が当会の利益に反する行為を行うか、行う恐れのある場合。
3. 当該利用契約者が本サービス利用規約の何れかの条項に違反した場合。

当会は前項に基づくサービスの提供の中止によって生じた利用契約者の損害につき一切責任を負いません。

**損害賠償**

当会は、利用契約者に対して発生した全ての損害に対しいかなる責任をも負わないものとし、一切の損害賠償をする義務はないものとします。
利用契約者の責において当会が損害を被った場合、当該利用契約者は当会に対して利用契約の解除の如何にかかわらず損害賠償の義務を負うものとします。

**規約の適用**

本規約は、利用契約者と当会の一切のサービス利用に関して適用されるものとします。当会は、利用契約者の承諾を得ることなく本規約を変更できるものとし、規約内容の全項目または一部に修正、若しくは改訂、中止することができるものとします。利用契約者は、料金その他について変更後の利用規約に従うものとします。変更について金額の支払いまたは大幅な変更が発生すると当会が判断した場合には、ホームページおよびE-Mail等で利用契約者に事前に告知するものとします。

|  |
| --- |
| * お申し込み書…　こちら（Wordファイル）
* お申し込み先…info@hyogo-eyebank.or.jp
 |